

別記様式(第6関係)

		担当課	都市計画課
会議の名称	令和7年度第1回鴻巣市都市計画審議会		
開催日	令和7年12月23日(火)		
開催時間	13時25分 開会 ・ 16時11分 閉会		
開催場所	鴻巣市役所 302・303会議室		
議長氏名	田尻 要		
出席者(委員)氏名 (出席者数)	羽鳥 健、竹田 悦子、田中 克美、市ノ川 徳宏、茂利 博之、 西尾 綾子、後藤 耕佑、田尻 要、大塚 明夫、佐藤 泰彦、 宮永 文雄、川邊 隆浩、木村 和正 (会長1名、委員12名)		
欠席者(委員)氏名 (欠席者数)	山本 明伸、千村 茂 (2名)		
事務局職員 職氏名	都市建設部長	五十嵐	
	〃 副部長	山崎	
	〃 参事兼都市計画課長	福智	
	〃 都市計画課副課長	花島	
	〃 〃 主幹	新井	
	〃 〃 主任	川並	
	〃 〃 主任	倉林	
	〃 〃 主事	柴田	
	環境経済部参事兼環境課長	小林	
	埼玉中部環境保全組合建設推進課長	宮澤	
	〃 〃 主査	本間	
傍聴の可否 (傍聴者数)	可 (1名)		
会議の内容	(議題)		
	議案第1号 鴻巣都市計画ごみ焼却ごみ処理場(案)について(鴻巣市決定) 議案第2号 鴻巣都市計画都市計画道路の変更(案)について(埼玉県決定) 議案第3号 鴻巣都市計画都市計画区域の変更(案)について(埼玉県決定) 議案第4号 鴻巣都市計画生産緑地地区の変更(案)について(鴻巣市決定)		
	(決定内容)		
	○議案第1号について説明、質疑応答及び答申を行った。 原案のとおり可決された。 ○議案第2号について説明、質疑応答及び答申を行った。 原案のとおり可決された。 ○議案第3号について説明、質疑応答及び答申を行った。 原案のとおり可決された。 ○議案第4号について説明、質疑応答及び答申を行った。 原案のとおり可決された。		

(説明の概要)

○議案第1号

鴻巣市、北本市、吉見町から構成される埼玉中部環境保全組合により建設された「埼玉中部環境センター」が老朽化したことに伴い、新たなごみ焼却ごみ処理場「(仮称)新埼玉中部環境センター」を決定する。

○議案第2号

3・4・4号生出塚新御成橋線について、周辺道路の交通渋滞の緩和及び鴻巣市と東松山市を結ぶ交通ネットワーク強化のため、一部区間の車線の数を2から4として幅員を変更するとともに、一部区域を変更する。

○議案第3号

埼玉県行田市との行政界が変更されることに伴い、行政区域に合わせて都市計画区域を変更する。

○議案第4号

生産緑地法第14条の規定に基づく行為制限の解除及び道路用地の買収により、鴻巣都市計画生産緑地地区を変更する。

(質問事項)

【議案第1号について】

- Q. 「都市計画案の縦覧・公告」において、縦覧者1名、意見書の提出0名と少ないですが、縦覧の周知はどのようにしたか伺います。
- A. 縦覧の周知につきましては、鴻巣市・北本市・吉見町の広報11月号及び各市町のホームページにより実施いたしました。なお、縦覧者数は、各市町の窓口に設置した都市計画案を直接閲覧された方の人数を示しております。一方で、縦覧期間中には都市計画案をホームページにも掲載していたことから、ホームページ上で内容を確認された方もいたものと考えております。
- Q. 本来ならば農業振興地域整備計画手続きが完了してから都市計画決定手続きに入るべきであると考えますが、順序が逆なのはなぜか伺います。
- A. 農業振興地域整備計画の変更と都市計画決定はそれぞれ独立した手続きであり、相互の手続きの順番について法令上の定めはありません。新たなごみ処理施設建設事業に必要な業務の一環として、双方の計画の整合を図りながら事務手続きを進めているところです。
- Q. 農業振興地域整備計画の変更が先ではないかと考えます。農業振興地域整備計画手続きが完了してから、都市計画決定で十分問題ないかと思っておりますので、次の都市計画審議会では本議案について審議してもよいと思っておりますが、もしない明確で合理的な理由は何でしょうか。
- A. 農業振興地域整備計画の変更と都市計画決定の二つの手続きは、ごみ処理施設整備に必要な手続きであり、全体の事業スケジュール等を踏まえて合理的な視点から、双方の計画の整合を図りながら並行して手続きを進めております。
- Q. 例えば、工事開始が遅れると国からの補助金が減額となるということも関連しているのですか。
- A. 手続きについては「新たなごみ処理施設等整備基本計画」で示された、事業スケジュールに沿って、現在、都市計画決定を進めております。
- Q. 10月6日開催の公聴会に参加した公述人に対し、公聴会の後、市から一切連絡がないとのこと。市ホームページに公述人意見の要旨と鴻巣市意見が掲載されていますが、公述人に対し掲載の通知しないのはなぜか伺います。
- A. 公聴会は質疑応答の場ではなく、都市計画原案に対する意見の陳述を受け、これを計画案に反映させることを目的とした手続きであるため、いただいたご意見について個別に回答する性質のものではありません。また、公聴会において、「ご意見については、1か月以内を目途に、市の考えを付して市ホームページで公表する」旨を周知していることから、公述人への個別連絡は実施しておりません。
- Q. 公聴会で、公述人の方は連絡が欲しい、あるいは市のホームページに載せるのであれば載せたという連絡だけでもして欲しいと、複数の方がそう話していたのを記憶しております。ホームページに載せたということすら知らせなかったのでしょうか。
- A. ホームページに掲載したという連絡は行っておりません。繰り返すとなりますが、公聴会の場において、1ヶ月以内を目途に、市の考えを付して、公表するという旨をお知らせしているため、個別連絡は不要と考えております。

Q. 公聴会を傍聴していましたが、正式な発言ではないですが、執行部の方から早く終わらせるようにという声がありました。公述人の方々も忙しい時間をぬって一生懸命原稿を考えて出席されて、勇気を持って発言されている方々もいるかと思います。そういった公述人の方に対して、この扱いは少し失礼だと考えますが、執行部としてはどのように考えていますでしょうか。

A. 公聴会の場で、公述人の方から質問がありました。公聴会につきましては質疑応答の場ではないことから、質問は止めていただくようお願いしました。

Q. 全体として、ごみ処理場の大事な都市計画決定にあたり、説明のため、埼玉中部環境保全組合、また農政課職員の出席が必要であると考えます。そして本日、埼玉中部環境保全組合と環境課の職員の方は出ていただいておりますので、そのことも含めて、質問したいと思います。

A. 農政課が所管する農業振興地域整備計画の変更手続きは、別に進行しており、今回ご審議いただく都市計画原案の内容とは直接関係する事項ではないため出席しておりません。なお、本審議会につきましては、施設整備の事業主体となる埼玉中部環境保全組合、施設整備に係る市の主管課として環境課が出席しています。

Q. 質疑の中で「必要な手続きとして農業振興地域整備計画の変更手続きを進めている」と回答がありましたが、稼働までのスケジュールの表には、農業振興地域整備計画の変更手続きが記載されています。本来、この表の業務に係る関係者が、この場で説明することが、事業を進める側の責任だと思います。先ほど、必要な手続きですと回答されたのに、なぜ、農政課の職員が本日出席されていないのでしょうか。この地域は青地と言われる農業振興地域です。今回、公共用地として白地にする大事な手続きなのに、その説明責任が果たされていないと考えます。

A. 今回、本審議会でご審議いただくことは、都市計画法に基づく都市計画決定案であり、お示しした議案書の内容の妥当性について何うものです。一方で、農振除外については農業振興地域の整備に関する法律に基づく別の手続きとなり、本審議会における直接の審議事項ではありません。

Q. 農業振興地域整備計画変更手続きの進捗状況についてお伺いします。

A. 農政課が所管する本手続きにつきましては、令和7年7月に埼玉中部環境保全組合から申出を受け、11月26日に、鴻巣市農業振興地域整備促進審議会を開催いたしました。現在は、県と計画変更に係る事前協議を実施していると、農政課から聞いております。

Q. 都市計画決定では、やはり農政課の職員による説明が必要だと思います。事前に農政課の職員に確認したところ、農振除外について12月8日に県との事前協議が行われ、今後、本協議を行い、県知事の同意は2月頃とのことでした。ですから、この地域は、農業振興地域の除外がされていない中でこの都市計画決定をしてしまうわけですね。本来は農振除外が済んでから、都市計画決定をすべきなのに、やるのが勇み足だと思います。最終的に、都市計画決定、農振除外を決定するのは、並木市長ですが、農振除外に関する県との協議が終わってない段階でなぜ都市計画決定を行うのか、きちんとした手続きに基づいてやるべきだと思います。都市計画審議会の権威にも関わると考えますが、いかがでしょうか。

A. 農振除外の手続きについては、農政課でしっかりと手続きされると認識をしております。農業振興地域整備計画の変更手続きが完了していませんが、都市計画決定を進めることが可能であるという旨の回答を事前協議において、埼玉県から得ております。しかしながら、ご指摘のように都市計画に都市施設として位置づけるにあたり農業振興地域整備計画の変更は、重要であるため、都市計画の効力が発生する決定の告示は

A. 農業振興地域整備計画の変更手続きの状況を踏まえながら、適切な時期に行うようにします。

Q. 事前説明が不十分ではないかと思えます。本来この地域は、土地改良されており優良な農業振興地域です。その地域を全体で約 5.8 ヘクタールも公共用地にするわけですから、農家の皆さんから言えば本当に大事なことです。農振除外手続きは、県から同意を得た上で、市長が決定するものですが、現状ではそこまで至っていません。このことから、今、都市計画決定を行うのはやはり私は勇み足だと思います。農業振興地域からの除外の手続きが終わってから都市計画決定の審議を行うことは、タイムスケジュール上、そして全体の関係で考えられなかったか確認をしたいと思えます。

A. 都市計画決定におきましては、必要な手続きを確認した上で、スケジュールに合わせて行っております。

Q. 10月6日の公聴会での公述人に対する回答と、11月11日の県知事との協議内容で出された意見等を伺います。

A. 10月6日の公聴会では、事前に申し出のあった6名の方に当日お越しいただきました。ご意見の要旨とそれに対する市の意見をホームページに掲載しております。寄せられたご意見は、都市計画原案に関するものと、それ以外のものがありました。

都市計画原案に関するご意見では、主に施設の位置と合意形成についての意見がありました。位置については、2市1町の合意に基づき、埼玉中部環境保全組合において、建設予定地を定めていることから、原案どおりとする旨を回答しています。合意形成については、都市計画法に定める手続きを進めることで合意形成を図る旨を回答しています。一方、原案以外のご意見、施設整備、ごみ処理方法、事業費等については、事業主体である埼玉中部環境保全組合と情報共有する旨を回答しています。また、県知事協議においては、本都市計画案と各種参考資料を提出し、計画の妥当性について確認を受けました。その結果、計画案の内容に対する修正意見はなく、11月11日付けで支障なしとの回答を受領しております。

Q. 「出された意見について、採用したものはない」とのことですが、出された意見の中で、とりわけ一番は、合意形成です。地元の皆さんへの説明、説明責任や合意形成に対する意見などもあったと思えますが、それが十分なされているということで今回の議案を出されたのですか。先ほど組合では事業について4回の説明会を行い、市では都市計画原案について2回説明を行いましたという説明がありましたが、現段階でこの市民全体のレベルから見て、これが合意形成されていると受けとめているのか確認したいと思えます。

A. 都市計画決定におきましては、住民説明会、原案の閲覧および公聴会や都市計画案の縦覧などの合意形成を都市計画法に定められた一連の手続きにより、図ってきたところです。また、整備事業においては、埼玉中部環境保全組合において、業務の節目で住民説明会を行っているものと捉えております。

Q. 都市計画法の手続きに基づいているということはわかりましたが、いわゆる地元住民の合意形成という点で、市民の方の合意が図られていると受け止めているのかについて確認します。鴻巣市民、そして地元住民の皆さんの合意形成がされていて、今回の都市計画審議会の議案として出されたのですか。

A. 都市計画決定について、都市計画法に基づいた合意形成、説明の手順を踏んでいます。

Q. 新たなごみ処理施設等整備基本計画では約 5.8 ヘクタールとしていますが、関連資料 1 の 9 ページでは面積が 5.55 ヘクタールになっています。この差というのはどこから生じるのでしょうか。

- A. 新たなごみ処理施設等整備基本計画に示されている建設予定地の敷地面積は、施設外周道路を含めた約 5.8 ヘクタールとなっております。都市計画においては、外周道路はごみ焼却ごみ処理場の施設に該当しないことから、外周道路部分を除いた約 5.55 ヘクタールを都市計画決定の対象面積としております。
- Q. 5.55 ヘクタールがごみ処理施設なので、農業振興地域整備計画の変更の対象になり、後の残った分については、変更の対象にはならないということでしょうか。
- A. 農振除外の面積に関することについては、農政課の所管となりますので、お答えすることはできません。
- Q. 住民説明会、公聴会、いろいろ開催されていますが、地域の中で見ると、笠原・郷地地区は笠原公民館で 1 回だけです。各自治会は、細かい説明をしていただきたいと、要望書を出したそうです。しかし何も回答がない。最終的に出てきたのが、住民説明会を開催したときの資料です。建設計画書の細かい内容を見てもわからないです。また、市のどの課に聞けば説明してくれるのかも分からないからどうしようもないという話を聞きました。地域住民の方は、ごみ処理施設の建設に対して反対はしていません。ただ、今住民が一番大事に考えている、気になっていることは地域の環境をどう守っていくのかということだと考えます。原子力発電所もそうですけども、いわゆる防護処置、安全対策です。これがどのようになるかということが、非常に関心の高い事項です。交通の問題も関心の高い事項です。ごみ処理施設の建設予定地付近は県道内田ヶ谷鴻巣線や 17 号があり、吉見や北本から、毎日 700 台ぐらい搬入されると聞いているそうです。そういった交通渋滞や交通安全の問題をどのようにするのですか。また、ダイオキシン等が排出されたときはどう対処するのか、設備をどのように停止して、どのように原因調査するのか、それとも事前にモニタリングを設けてやるのか等が住民の聞きたいことです。でもそれについては一切話が何もありません。そういう前提があって説明会を開いてくれという要望が出たにもかかわらず、資料一辺倒で済ましてしまうということは、地域住民をないがしろにする行為だと思います。ごみ処理場について市の中でどこが総合的に所管しているのか、これが明確でないからこういう話になると思います。意見ということで申し上げます。
- A. それでは、ごみ処理場の設置に関しては埼玉中部環境保全組合が事業主体となりますので、建設推進課が回答いたします。最初に、どのような施設ができるのか、よく分からないというお話がありました。先ほどの関連資料 1 の 4 ページ目、こちらには基本計画における施設の想定配置図を掲載しています。今回は DBO 方式という事業手法をとることから、施設を整備・運営していただく事業者を令和 7 年度から令和 9 年度の 3 年かけて、選定します。選定された事業者が施設の設計をして、初めて細かい施設の状況が見えてくる事業手法であるため今の段階では、このような想定平面図でしかお示しができない状況です。また、地域の環境を皆さん心配しているというお話ですが、確かにそのとおりだと思います。中部環境保全組合では、生活環境影響調査を行っております。これは、新たなごみ処理施設が稼働した場合に、ダイオキシン類や、粉塵等の物質が周辺大気に与える影響、及び水質について周辺環境への影響を調査するものです。新しい施設の稼働による環境への影響を予測したところ、全ての項目で基準値を下回る調査結果となりました。一部の項目ではさらに厳しい自主基準を設け、生活環境への影響を十分に低減するような施設にするという計画を進めております。また、この調査の他に、日照障害調査を行っております。ごみ処理施設はある程度高い建物となりますので、周りの農地に影がかかることについてのシミュレーションを行っております。この調査に基づき、ごみ処理施設の煙突や建屋、植栽の配置を検討し、周りへの影響が少なくなるような施設計画とする予定です。また、渋滞等の交通問題については、交通量調査を行っております。郷地橋の交差点と 17 号バイパスの天神 1 丁目の交差点の交通量の調査を行い、これに施設が稼働した場合にごみ収集車がどれぐらい搬入するかの見込み台数 250 台/日を加えて、1 時間ごとの交通状況の調査

A. を行っております。現状で地元の方からも郷地橋交差点が混むというようなお話をいただいておりますが、やはりそれは朝夕の通勤時間帯の事となります。ごみの搬入車両は、朝から収集を始めて、最初にごみを処理場に持ち込むのがだいたい10時以降で、帰りの通勤時間帯までに搬入が終わりますので交通需要率上でも交通に与える影響は少ないとの結果となりました。なお、委員のお話の中でも、公聴会で今後いろいろな情報発信をして欲しいというご意見もありましたので、組合としても、どのようなやり方でより皆さんに分かっていただけるかというのを検討していく必要があると考えております。

Q. 議案第1号の関連資料2の公述人の方の意見には要約されていて記載されていませんが、先ほどの住民意見の中にも、「町内会自治会単位での説明会をやってほしいと要望を出しているけれども、全く反応がない」との内容があったと思います。地元の自治会単位、町内会単位での説明会について、一方通行ではなくて双方向での説明会をするべきと考えますが、今後、説明会は開催しないのでしょうか。

A. 複数の委員からのお話にもありました自治会単位の説明会は、組合としても順次、行っていきたくと考えています。地元の方とのディスカッション、意見のキャッチボールをしながら、組合の考え方などの細かい説明もしていきたいと思っております。

Q. 地権者の皆さんは基本的に合意し、青地から白地にするための農業振興地域整備計画の変更手続きが進められているということは分かりましたが、建設予定地周辺にお住まいの皆さん、周辺で稲作に携わっておられる皆さんへの周知はしているのでしょうか。

A. 特段その周辺の農地の地権者や耕作者に限定した周知ではありませんが、今まで組合では事業の進捗に応じて、適宜説明会やホームページで情報発信を行っております。

Q. 複数の委員より農業振興地域整備計画のことについて質問がありましたが、以前、行田市、鴻巣市、北本市から構成される鴻巣行田北本環境資源組合で、同じ場所を建設予定地としたごみ処理施設の建設事業が進められていました。残念ながら、管理者から白紙解消の提案があり、建設事業は終了しました。この資源組合でごみ処理施設建設事業が進められている際、郷地安養寺地区において、補助金を活用した土地改良事業が行われたことから、建設予定地には面的な受益地として農振除外の制約があったと聞いていました。今回、埼玉中部環境保全組合において進められている新たなごみ焼却施設の建設において、この農振除外の制約はどうなっているのかを確認します。

A. ご指摘のとおり、補助金を活用した土地改良事業から8年間は農振除外ができないという制約があります。しかしながら郷地安養寺地内の土地改良事業は平成23年に完了しており、令和元年には8年を経過しているため、現時点においては、農振除外の手続きが進められるものと認識しております。

【議案第2号について】

Q. 今回の変更に伴い影響を受ける地権者について、木造5棟、RCその他8棟とのことですが、そのうち民家、集合住宅、事業所はそれぞれ何棟か伺います。

A. 県に確認したところ、本事業において影響を受ける木造5棟、RCその他8棟の建築物用途の内訳については、令和6年5月時点になります。一般住宅5棟、集合住宅3棟、物置・倉庫等5棟とのことです。

Q. 集合住宅が3棟含まれているということですが、大体こういった場合は地権者の方には用地補償があって、移転先でお家を建てられるということまでご支援いただけるかと思いますが、集合住宅にお住まいの方には、どのようなサポートがあるのでしょうか。また、補償があるのか、立ち退きはいつまでとかは決まっているのでしょうか。

Q. か。賃借人の方に移転の余裕があるのか、サポートはしていただけるのかについても伺います。

A. 埼玉県に事前に確認したところ、補償については埼玉県の補償基準に基づいて事業施行者が権利者に対して補償を行うと伺っております。またお住まいの方の補償時期等についてですが、今回、都市計画変更の手続きでありまして、事業等のスケジュールは未定であり、令和8年度以降に道路事業の説明会等を予定していると伺っております。

Q. 工事はいつ頃になるのか、また工事開始から終了までの期間はどれくらいになるのか見通しを伺います。

A. 県に確認したところ、今回の都市計画の変更後、令和8年度以降になりますが、改めて道路事業の説明会を予定しており、その中で今後の事業の進め方等の説明をさせていただくと伺っております。

Q. (資料より) これは上尾バイパスの取り付け道路です。土手の際までは既にもう工事が終了していますよね。今回吉見町の側から土手の嵩上げが来て、それから橋の付け替えが来て、そしてその上で事業が完了になると思われそうですが、そうすると事業のおしまいはもう先に見えているのではないかと。上尾バイパスの鴻巣市分の終了はいつ頃の予定で見通していらっしゃるのかを教えてくださいと思います。

A. 事業主体の国からスケジュール等がまだ示されておりませんので、詳細についてはお答えができません。

Q. 先ほど議案第1号の方で、北本市、鴻巣市、吉見町の2市1町でごみ処理場を作ると、吉見町から入ってくるごみは大部分がこの通りを通るのではないかと推測されます。ごみ処理施設については、令和14年の稼働開始という話でしたが、それまでに工事を行わないと、工事の渋滞とそのごみ処理施設の渋滞とで多くの渋滞が重なるのではないのでしょうか。現状として、全体ではこのようになる予定です、というのをお示しただけだと思います。

A. 埼玉県に確認したところ、事業化してこれから用地買収等を行っていくところですが、スケジュール等の詳細がまだ決まっていないとのことですので、現在不明です。

Q. 今回の変更により、37名が影響を受けるとのことですが、説明会に参加しなかった権利者の人たちへの周知について、どのようにされるか伺います。

A. 県に確認したところ、欠席された権利者に対して、説明会後の周知はおこなっていないとのことですが、ただ、県のホームページに当日の説明会資料や当日の質疑応答を掲載し、誰でも閲覧できるようにしているとのことですが。

Q. 実際に用地測量、用地買収、工事等が始まるのはいつごろと、埼玉県は説明されているのでしょうか。

A. 県に確認したところ、用地測量、用地買収、工事等が始まるのは現時点で未定とのことですが、今回の都市計画の変更後、令和8年度以降になりますが、改めて道路事業の説明会を予定しており、その中で今後の事業の進め方等の説明をさせていただくと伺っています。

【議案第3号について】

Q. 今回の変更で土地の所有者にどのような影響があるのか伺います。

A. 所有者への影響として、固定資産税の増減や、行政手続きの煩雑化が考えられます。行政手続きの例として、鴻巣市及び行田市の両方に土地を所有している場合には、固定資産税の振替口座の変更や、所有者が亡くなられた際の農業経営主の名義変更など

A. の手続きを各自治体にて行う必要がございます。なお、行政界が変わっても売買、相続、抵当権などの私法上の権利はそのまま維持され、土地の所有者の登記上の権利関係は変わりません。

Q. 今回の変更は行政側の理由による変更ですが、それでも手続きをやらなくてはならないということで、その所有者の方への支援ですね、所有者の方がどういう手続きが必要なのか自分で調べていろいろ行うのではなく、行政側から所有者の方に手続きのサポートをして差し上げるのか、お伺いします。

A. 換地処分の際の手続きについては一般的に行政から、通知などを行っておりますので、今回も同様に行われるものと考えております。

【議案第 4 号について】

Q. ①の部分は長細い約 0.01 ヘクタールの土地ですが、この部分だけ残されても土地所有者にとっては利活用しづらいのではないかと伺います。

A. 用地買収を原因とする残地の利活用については、地権者の意向に沿って活用されるものであるため、今後の用途について市は把握しておりません。

Q. 残地の利活用等について、地権者から何か要望等は出なかったかお伺いします。

A. 特に要望等は伺っておりません。用地買収により生産緑地地区の全てが廃止されましたが、税負担が増える等の影響があることは用地交渉の段階で示しておりまして、地権者の方にご納得いただいた上で、買収に応じていただいております。

Q. 今回の変更により、本市全体での生産緑地地区の数と面積はどのようになるのか伺います。

A. 各地域における生産緑地指定地区数と指定面積につきましては、関連資料 1 の裏面にお示しのとおりとなりますが、全ての地区を合計しますと、指定地区数は 249 地区、指定面積は約 52.79 ヘクタールとなります。なお、当初指定時と比較しますと、指定地区数は 98 地区の減少、指定面積は約 30.62 ヘクタールの減少となっております。

Q. 市への買取りの申し出があり、市が買い取らない場合についての手続きについてお伺いします。農業従事者のあっせん期間はどのくらいあるのでしょうか。

A. 生産緑地の取得のあっせんについて、生産緑地法第 13 条では、「市町村長は、(中略) 買い取らない旨の通知をしたときは、当該生産緑地において農林漁業に従事することを希望する者がこれを取得できるようにあっせんすることに努めなければならない。」と定められておりますが、その期間については特に定められておりません。当市におきましては、毎月開催されている鴻巣市農業委員会定例会において、取得希望者のあっせんに依頼し、翌月の定例会で、結果について回答をいただいているため、約 1 か月になります。

Q. 農業委員会の皆さんが、生産緑地の取得について農業従事者にどのように周知されているか、お聞きになっていらっしゃるのでしょうか。

A. 農業委員会事務局の職員に確認をしましたが、各農業委員が実際に他の周辺の所有者等に、どういったあっせんを行っているかは農業委員会事務局の方でも把握していないということでした。

Q. 生産緑地 30 年を迎える人の今後の見通しについて伺います。

A. 各地域における生産緑地の指定日につきましては、関連資料 1 の裏面にお示しのとおりとなります。そのため、令和 22 年に吹上地区の一部及び川里地区、令和 23 年に

	<p>A. 大間・滝馬室地区、原馬室地区、松原地区及び小松地区、令和 30 年に吹上地区の一部がそれぞれ 30 年を経過し、申出基準日を迎えることとなります。なお、生産緑地の指定から 30 年を経過した場合、その後 10 年間、特定生産緑地として指定することができるため、申出基準日が到来する前に各所有者に意向調査を行った上で、特定生産緑地の指定を行う流れとなります。</p> <p>Q. 生産緑地は今後、後継者がいなければ基本的に減少していく現状があります。生産緑地は市街化区域において良好な環境を作り出すという点では非常に大事なところだと思いますが、制度変更等、良好な環境を作り出すための国の方策はあるのでしょうか。</p> <p>A. 現状では法律や市の条例で具体的な政策は特に設けていませんが、開発行為を行う際に緑地の最低面積等を設けたりして、緑地について最低限の保全をするように努めているところです。</p> <p>Q. 生産緑地の買取申出をしても市の買い取りはなく、農業従事者のあっせんの結果、希望者がいない場合、今回のように解除がされていますが、例えば積極的に緑の環境を残すために、市が買い取るという方向は考えられないのでしょうか。地球温暖化の問題でCO2を吸収して綺麗な空気を提供するのは樹木や畑ですので、市が買い取って、市街化区域に良好な環境を作り出すという、まさに都市計画作りという点で大変良いと思いますが、今後の見通しとしてどうでしょうか。</p> <p>A. 個別の買い取りは、現在、考えておりません。確かに、緑あるまちづくりというのは非常に大切なことだと認識しておりますので、その制度につきましては、国や県の動向を注視していきたいと思っております。また、市が現在行っている緑地の保全としましては、保護地区や保護樹木で、都市計画部門として緑の保全に取り組んでおりまして、このような活動を継続して行っていきたいと考えております。</p>
配布資料	<ol style="list-style-type: none"> 1 次第 2 議案書 3 議案第 1 号 資料 1、2 4 議案第 2 号 資料 1、2 5 議案第 3 号 資料 1 6 議案第 4 号 資料 1 7 配席表 8 諮問書 (写) 9 答申書 (案) 10 事前質問回答書